

岡山県南広域都市計画事業
総社駅南地区土地区画整理事業

会社・法人の変更登記の手引き

総社市 建設部 都市計画課

はじめに

会社・法人の変更登記は、岡山地方法務局法人登記部門で手続きをしてください。

なお、手続きの際に都市計画課で発行します「所在地変更証明書」を添付していただきますと、登録免許税（登記手数料）はかかりません。必要な場合は、総社市役所都市計画課（西庁舎2階）で平成30年7月17日（月）より発行しますので、同封の『所在地変更証明書交付申請書』で申請をお願いします。

（郵送での申請も可能です。その場合は『所在地変更証明書交付申請書』と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

また、不動産（土地や建物）の所有権登記名義人の所在地変更につきましては、不動産所在地を管轄する法務局（市内の不動産は岡山地方法務局倉敷支局）で手続きをしてください。

※総社駅南地区土地区画整理事業区域内の土地や建物の不動産登記は、換地処分に伴う書き換え登記を行うため、平成30年7月14日から3ヶ月間、登記が閉鎖される予定です。

会社・法人の変更登記についてのお問い合わせ

〒700-8616

岡山市北区南方1丁目3-58

岡山地方法務局法人登記部門

TEL (086) 224-5715

市内の不動産の所有権登記名義人の所在地（住所）変更についてのお問い合わせ

〒710-8520

倉敷市幸町3-46

岡山地方法務局倉敷支局

TEL (086) 422-1260

目次

1. 新しい所在地などの表し方	1
2. 郵便番号について	2
3. 会社所在地の変更について	3~4
4. 会社役員の住所変更について	5
5. 不動産（土地・建物）登記の所在地変更について	6
6. その他	7

1. 新しい所在地などの表し方

新しい所在地などの表し方は、次のように変更となります。

◆所在地（住所）・・・・・・・・町名と地番が変わります。

（例）

【変更前】

総社市三輪1000番地



【変更後】

えきなん

総社市駅南一丁目 10番地10

新町名 新地番

◆不動産（土地、建物）・・・・・・・・町名と地番が変わり、小字が廃止されます。

（例）

○土地の地番について

【変更前】

総社市三輪字西楨前1000番



【変更後】

えきなん

総社市駅南一丁目 10番10

新町名 新地番

○建物の所在地について

【変更前】

総社市三輪字西楨前1000番地



【変更後】

えきなん

総社市駅南一丁目 10番地10

新町名 新地番

2. 郵便番号について

新町名の郵便番号は次のとおりとなります。

中央六丁目	〒719-1131
駅南一丁目及び駅南二丁目	〒719-1137

3. 会社所在地の変更について

(1) 本店所在地が変更になる場合

①本店での登記

登記の期間	変更があった日（平成30年7月14日）から2週間以内	
登記所	岡山地方法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている 取締役のうちの一人
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 所在地変更証明書	

② 支店での登記（支店での手続きは、本店での登記が済んでから行ってください。）

登記の期間	本店での登記手続き完了後3週間以内	
登記所	支店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている 取締役のうちの一人
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 「①本店での登記」の登記をしたことを証する履歴事項証明書	

※ 本店所在地の条について、会社の定款変更が必要かどうか確認をお願いします。



もし、変更が必要であれば株主総会を開催してください。

(2) 支店所在地が変更になる場合

①本店での登記

登記の期間	変更があった日（平成30年7月14日）から2週間以内	
登記所	本店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている 取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 所在地変更証明書	

②支店での登記（支店での手続きは、本店での登記が済んでから行ってください。）

登記の期間	本店での手続き完了後3週間以内	
登記所	岡山地方法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている 取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 「①本店での登記」の登記をしたことを証する履歴事項全部証明書	

4. 会社役員の住所変更について

町名・地番が変更となる区域内に会社役員が居住している場合は、会社役員の住所変更の登記が必要となります。

○住所変更が必要な会社役員

- ・株式会社の場合 ⇒ 代表取締役
- ・特例有限会社の場合 ⇒ 取締役<全員>，監査役<置いている場合>

登記の期間	変更のあった日（平成30年7月14日）から2週間以内	
登記所	本店の所在地を管轄する法務局	
申請人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役を置いている場合・・・代表取締役 代表取締役を置いていない場合・・・法務局に印鑑の登録をしている 取締役のうちの一
必要書類	① 会社変更登記申請書 ② 住所変更証明書	

※会社役員の住所変更証明書は、市民課が発行します。

お一人様当たり5枚を、市民課が平成30年7月下旬にご自宅に郵送します。

早急に必要な場合は、7月17日以降に市民課にて無料で証明書をとることができます。

5. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について

土地登記簿の表題部（所在，地番，地目，地積）及び建物登記簿の表題部（所在，家屋番号）は，総社市と岡山地方法務局倉敷支局で登記簿の書き換えを行います。不動産（土地・建物）の権利部（甲区）（所有権に関する事項）や権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）の名義人住所は，皆様で申請していただく必要があります。

不動産登記の住所変更の手続きを行う場合は，登記事務停止期間（平成30年7月14日から約3ヵ月間）終了後に行ってください。

なお，不動産登記の住所変更の手続きに期限はありませんので，売買・贈与・抵当権設定等の事由が生じた時に合わせて手続きを行っていただいても構いません。

○総社市内の不動産登記の住所変更手続き

手続き内容	手続き先	必要書類	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	〒710-8520 倉敷市幸町 3-46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登記申請書 ・ 履歴事項全部証明書 (法人の所在地変更登記後に発行したもの) ・ 法務局に登録している 印鑑 	なし
土地・建物登記簿に抵当権，地上権，賃借権，仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記	岡山地方法務局倉敷支局 TEL (086) 422-1260		

◎土地・建物に関する登記事務の停止について

総社駅南地区土地区画整理事業施行区域及び一部隣接区域の土地・建物については，換地処分の登記が完了するまで，一般の登記手続き（住所変更手続き，売買，贈与等による所有権移転登記等）や登記事項証明書，地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

登記事務停止期間は，平成30年7月14日（換地処分公告日の翌日）から約3ヵ月間の予定です。

登記事務停止期間が終了しましたら，総社市のホームページと文書で皆様にお知らせします。

6. その他

会社所在地及び会社役員の住所変更に係る登記申請書の記載例は P.8～P.10、不動産登記の住所変更に係る登記申請書の記載例は P.11 のとおりですので、手続きの際の参考としてください。

登記申請書作成上の注意点

- ① 登記申請書は、権利証等で確認し、正確に記載してください。
- ② 登記申請書は、パソコンを使用して入力するか、インク、黒色ボールペン等ではっきりと記載してください（鉛筆は使用できません。）。
- ③ 不動産登記の住所変更は、1枚の登記申請書で複数の不動産について申請できます。
- ④ 代理人が手続きをすることもできますが、その場合は委任状が必要となります。
- ⑤ 登記申請書は、他の添付書類とともに左とじにして提出してください。
- ⑥ 登記申請書が2枚以上になる場合は、申請人又は代理人の印で割り印してください。

①記載例：会社の所在地変更を申請する場合（本店が地区内にある場合）

※用紙サイズA4

<p>4.5cm×10.5cmの スペースを空けてください。</p>		
<h3>株式会社変更登記申請書</h3>		
1. 商号	〇〇商事株式会社	特例有限会社の場合は、「特例有限会社変更登記申請書」としてください。
1. 本店	岡山県総社市真壁〇番地〇	
1. 登記の事由	町名地番変更による本店の変更	変更前の本店所在地を記載してください。
1. 登記すべき事項	平成30年7月14日変更	法務局 届出印
本店	岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇	
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第5号により免除	変更後の本店所在地を記載してください。
1. 添付書類	証明書1通	法務局に提出する日を記載してください。
上記のとおり登記の申請をします。		
平成 年 月 日		変更後の本店所在地を記載してください。
申請人	岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇 〇〇商事株式会社 岡山県総社市中央〇丁目〇番地〇 代表取締役 〇〇 〇〇	法務局に印鑑を提出している代表者の住所を記載してください。
岡山地方法務局 御中		

②記載例：会社の所在地変更及び会社役員の住所変更を申請する場合
 (本店の所在地及び会社役員の住所が地区内にある場合)

※用紙サイズA4

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

特例有限会社の場合は、「特例有限会社変更
登記申請書」としてください。

株式会社変更登記申請書

1. 商号 ○○商事株式会社

1. 本店 岡山県総社市真壁○番地○

1. 登記の事由 町名地番変更による本店及び代表取締役の住所変更

1. 登記すべき事項 平成30年7月14日変更

本店 岡山県総社市駅南○丁目○番地○

代表取締役

○○ ○○の住所 岡山県総社市駅南○丁目○番地○

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5号により免除

1 添付書類 証明書2通

上記のとおり登記の申請をします。

平成 年 月 日

申請人 岡山県総社市駅南○丁目○番地○

○○商事株式会社

岡山県総社市中央○丁目○番地○

代表取締役 ○○ ○○

法務局
届出印

変更前の本店所在地を記載してください。

変更する役職名を記載してください。

変更後の本店所在地を記載してください。

変更後の住所を記載してください。

会社分は、都市計画課が発行
会社役員分は、市民課が発行

法務局に提出する日を記載してください。

変更後の本店所在地を記載してください。

変更後の代表者住所を記載してください。

岡山地方法務局 御中

③記載例：会社役員の住所変更を申請する場合（会社役員の住所が地区内にある場合）

※用紙サイズA4

4.5cm×10.5cmの スペースを空けてください。		特例有限会社の場合は、「特例有限会社変更 登記申請書」としてください。
株式会社変更登記申請書		
1. 商号	〇〇商事株式会社	
1. 本店	岡山県総社市井手〇番地〇	変更する役職名を記載してください。
1. 登記の事由	町名地番変更による代表取締役の住所変更	
1. 登記すべき事項	平成30年7月14日変更	
代表取締役 〇〇 〇〇の住所	岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇	法務局 届出印
1. 登録免許税	登録免許税法第5条第5号により免除	変更後の住所を記載してください。
1. 添付書類	証明書1通	
上記のとおり登記の申請をします。		
平成 年 月 日	←	法務局に提出する日を記載してください。
申請人	岡山県総社市井手〇番地〇 〇〇商事株式会社 岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇 代表取締役 〇〇 〇〇	法務局 届出印 変更後の代表者住所を記載してください。
岡山地方法務局 御中		

③記載例：土地と建物の所有権登記名義人の住所変更を同時に申請する場合

※用紙サイズA4

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登記申請書

登記の目的	所有権登記名義人住所変更	変更後の本店所在地を記載してください。
原因	平成30年7月14日 町名地番変更	
変更後の事項	本店 岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇	会社役員の住所が変更になった場合は、変更後の住所を記載してください。
申請人	住所 岡山県総社市駅南〇丁目〇番地〇 〇〇商事株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇	
法務局 届出印	法務局 届出印	
添付書類	証明書1通 ←	本店所在地変更、会社役員の住所変更手続き後の法人の登記事項証明書
平成〇〇年〇〇月〇〇日	申請 岡山地方法務局倉敷支局	
登録免許税	登録免許税法第5条第5号により免除	
不動産の表示		法務局に提出する日を記載してください。 手続きは、登記事務停止終了後
土地の表示		

所 在	地 番	地 目	地 積
総社市駅南〇丁目	〇番地〇	宅地	1234.56 m ²

建物の表示

所 在	総社市 駅南〇丁目 〇〇番地〇				
家屋番号	〇〇番〇	種 類	事務所	構 造	鉄骨造スレート葺2階建
床面積	1階 123.4 m ²		2階 123.4 m ²		